

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（二級・三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

令和四年九月二日から令和五年三月十四日まで